

第 11 回統計法制度に関する研究会結果概要

- 1 日 時 平成 18 年 3 月 13 日 (月) 10:00 ~ 12:05
- 2 場 所 総務省統計局 6 階特別会議室
- 3 出席者 廣松座長、宇賀委員、清水委員、新村委員、大戸委員、野田委員、森委員
- 4 議 題 「中間とりまとめ」に対する意見等について

5 結果概要

(1) 研究会の議事の扱いについて

事務局から、資料 1 に基づき、研究会の議事の扱いの変更について説明し、了承された。また、議事要旨については、これまでと同様、発言者を明示しない形で取りまとめることとされた。

(2) 最近の統計行政を巡る状況等について

事務局から、最近の統計行政を巡る状況、今後の研究会の予定等について説明があった。

主な意見等は次のとおりである。

内閣府の統計制度改革検討委員会では、大きな枠組みの見直しについて議論されているが、それらについての法制的な検討はどこで扱うのかとの質問があった。これに対し、当研究会としては、二つのテーマについて検討することとし、統計制度改革検討委員会の結論については、統計法制度を所管する政策統括官室で取扱いを検討することになるとの説明があった。

例えば指定統計調査に係る地方公共団体の法定受託事務の民間委託に対する考え方などについて、統計調査の市場化テストの実施の要請、市場化テスト法の立案等により、これまでの検討に当たっての基本的な前提が変わってきているのではないかとの意見があった。これに対し、事務局から、ただちには市場化テスト法と統計法制の調整規定のようなものまでは必要でないと考えているが、これまでの検討について事情変更があったことは確かであるとの説明があった。

(3) 「中間とりまとめ」に対する意見等について

事務局から、資料 2 及び資料 3 に基づき、「中間とりまとめ」に対する意見等に係る論点について説明し、審議を行った。

主な審議結果は次のとおりである。

(統計データの二次的利用関係)

ア 内閣府統計制度改革検討委員会の検討との関係

もともと当研究会では現在の制度を前提として議論し、一方で内閣府の統計制度改革検討委員会では、新たな理念をベースにして制度を再構築しようとしており、分かりにくいという指摘はあるが、現時点では、両者のすりあわせをする必要までではなく、当研究会は当研究会としての考え方の整理をすればよいのではないかとの意見があった。

統計制度改革検討委員会の検討に対する当研究会としてのスタンスを決めてから

でない、議論ができないのではないかと意見があった。

事務局から、統計制度改革検討委員会の今までの議論では、少なくとも統計データの二次的利用については、同委員会の共通認識のようなものは示されていないと認識しており、今後も同委員会の状況については報告させていただくが、当研究会では、今の時点で、どういう制度にすべきかという点について御議論いただきたいとの説明があった。

統計制度改革検討委員会では統計データの二次的利用についてほとんど議論されておらず、委員会としての意見ではなく、委員の個人的な意見が参考として提出されているのみであり、あまり同委員会との関係にとられる必要はなく、現行の法律制度を前提とした上で、法改正が必要な事項と運用上対応すべき点について整理しておけばよいのではないかと意見があった。

当研究会としては、これまでの当研究会のスタンスを踏襲して議論を進めていくこととしたいとの意見があった。

イ 統計調査名簿作成目的の調査票の使用

統計調査のための名簿作成のために調査票を使用することは「統計目的」の使用に当たると従来位置付けられてきたが、そのようにして作成される名簿は個体識別情報の固まりであるので、「統計目的」の調査票の使用という説明は苦しい面もあり、この際明確に規定を置いてよいのではないかと意見があった。

従来解釈・運用を前提とすれば、統計調査名簿作成のための利用を「統計目的」の利用と位置付けても支障はないが、統計制度改革検討委員会の中間整理では、ビジネスフレームに関する規律を整備することとされており、それを踏まえればその他の統計調査名簿作成目的の利用についても規定しておくべきということになると思うとの意見があった。

統計調査名簿作成目的の調査票の使用の位置付けを改めて、「統計目的」の使用とは別に新たに規定すべきということについては、それが法律上意味を持ちうるかということも考える必要があるのではないかと意見があった。

ウ 調査票の統計目的の使用と統計目的以外の使用

統計目的の調査票等の使用についても、統計目的か否か等の確認は必要であり、何らかの判断は行わざるを得ないのではないかと意見があった。

公共財は社会のインフラなどと同様に誰でも使えるようにすべきであって、秘密の保護が十分図られてさえいれば例えば営利企業でも自由に調査票等の使用を認めるべきという立場に立つのか、あるいは、当研究会のこれまでの立場のように一定程度の公益性は必要と考えるかという、現在の運用上の要件である「公益性」をどう考えるかの問題ではないかと意見があった。

「公共財」の定義が定かではないが、通常、公共の財産であればこそ、その財産は適切に管理される必要があり、例えば社会のインフラである道路の使い方についても、道路法や道交法など様々なルールが定められており、ただちに自由に使わせるべきという議論には繋がらないのではないかと意見があった。

最近の国勢調査の例を見ていると、国民の意識として、申告内容が外部に漏れる

ことに対しては当然であるが、そもそも誰か他の者が、自己の秘密に属する事項等が記載された調査票に触れること自体に対して拒否反応を示してきているのではないか。単に秘密の保護さえ図られていればよいというものではなく、集めた情報へアクセスできる者の範囲についても検討する必要があるのではないかとの意見があった。

当研究会としては、ひとまず「中間とりまとめ」のスタンスを維持すべきとの意見があり、概ね了承された。

エ 統計データの利用形態

オーダーメイド集計については、必ずしも「集計」に限る必要はなく、別の表現とすることも考えられるのではないかとの意見があった。

インサイト利用については、今も試験的な取り組みとして統計研修所で実施しているのではないかとの意見があった。

事務局から、事務的に検討した範囲では、統計データの二次的利用について、オーダーメイド集計、匿名標本データという個別規定ではなく、一般的な規定を置くことは難しいと考えているとの説明があった。

少なくとも、統計データの二次的利用の形態についてはオーダーメイド集計と匿名標本データのみに限るものではないということが明らかになっていけばそれでよいのではないかとの意見があり、概ね了承された。

オ その他

統計調査等業務の最適化計画の中で、データアーカイブについて、どのように扱われているのかという質問があり、データのフォーマットの統一をまず行うことで検討が進められているとの説明があった。

6 今後の予定

次回は平成 18 年 4 月頃開催を予定し、引き続き、「中間とりまとめ」に対する意見等について審議を行い、可能であれば統計法制度に関する研究会の最終報告案について審議を行うこととされた。